

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公告する。

平成19年11月7日

京都市職員共済組合

理事長 星川茂一

京都市職員共済組合貸付規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成11年4月1日から」を「平成20年1月1日から」に、「特例期間等の終了日」を「特例期間等の終了の日」に、「当該財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後3月までの間で理事長が定める日。以下「改定日等」という。）から当該各号に定める利率とする。」を「当該各号に定める日から、当該各号に定める利率とする。」に改め、同項第1号中「2.75 パーセント」を「2.4 パーセント」に改め、同号ア中「月 0.271666 パーセント」を「1月につき、毎年の1月1日及び7月1日から、1月1日にあっては直近の10月1日、7月1日にあっては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26パーセントを加えた利率に12分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第6位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号イ中「月 0.226666 パーセント」を、「1月につき、毎年の1月1日及び7月1日から、1月1日にあっては直近の10月1日、7月1日にあっては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26パーセントを加えた利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）に12分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第6位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号ウ中「月 0.25 パーセント」を「1月につき、財政融資資金利率に12分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第6位未満の数があるときは、

これを切り捨てた利率)」に改め、同項第 2 号中「2.25 パーセントを超える年 2.75 パーセント」を「2.4 パーセント」に改め、同号ア中「月 0.23 パーセント」を「財政融資資金利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後 3 月までの間で理事長が定める日(以下「改定日等」という。))から月 0.221666 パーセント」に改め、同号イ中「月 0.191666 パーセント」を「改定日等から月 0.185 パーセント」に改め、同号ウ中「月 0.208333 パーセント」を「改定日等から月 0.2 パーセント」に改め、同項第 3 号を削る。

附則第 5 項を削る。

附則第 6 項第 1 号中「1 日につき 0.008931506 パーセント」を「1 日につき、毎年の 1 月 1 日及び 7 月 1 日から、1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26 パーセントを加えた利率に 365 分の 1 を乗じて得た利率(当該利率に小数点以下第 9 位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率)」に改め、同項第 2 号中「1 日につき 0.007452054 パーセント」を「1 日につき、毎年の 1 月 1 日及び 7 月 1 日から、1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26 パーセントを加えた利率に 12 分の 10 を乗じて得た利率(当該利率に小数点以下第 2 位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率)に 365 分の 1 を乗じて得た利率(当該利率に小数点以下第 9 位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率)」に改め、同項第 3 号中「1 日につき 0.008219178 パーセント」を「1 日につき、財政融資資金利率に 365 分の 1 を乗じて得た利率(当該利率に小数点以下第 9 位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率)」に改め、同項第 4 号中「1 日につき 0.007561643 パーセント」を「改定日等から 1 日につき 0.007287671 パーセント」に改め、同項第 5 号中「1 日につき 0.006301369 パーセント」を「改定日等から 1 日につき 0.006082191 パーセント」に改め、同項第 6 号中「1 日につき 0.006849315

パーセント」を「改定日等から 1 日につき 0.006575342 パーセント」に改め、同項第 7 号から第 9 号までを削り、同項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項中「平成 7 年 9 月 1 日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として、第 10 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず当該財政融資資金利率の改定日等から次に定める利率とする。

財政融資資金利率が年 3.2 パーセントを下回っている場合

月 0.143333 パーセント

」を「平成 20 年 1 月 1 日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として、第 10 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、改定日等から月 0.143333 パーセントとする。」に改め、同項を附則第 6 項とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(改正附則の一部改正)

2 京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程（平成 18 年 5 月 17 日組合規程第 1 号）附則第 3 項から第 10 項までを削る。

(利息等に関する経過措置)

3 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間における改正後の京都市職員 共済組合貸付規程（以下「改正後の規程」という。）附則第 4 項の規定の適用については、同項第 1 号中「2.4 パーセント」とあるのは「2.2 パーセント」と、「3.2 パーセント」とあるのは「2.6 パーセント」とし、同項第 2 号中「2.4 パーセントとあるのは「2.2 パーセント」と、同号ア中「0.221666 パーセント」とあるのは「0.205 パーセント」と、同号イ中「0.185 パーセント」とあるのは「0.170833 パーセント」と、同号ウ中「0.2 パーセント」とあるのは「0.183333 パーセント」とする。

- 4 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間における改正後の規程附則  
第 4 項の規定の適用については、同項第 1 号中「3.2 パーセント」あるのは、「3.0  
パーセント」とする。
- 5 改正後の規程附則第 4 項及び第 5 項の規定は、この規程の施行の日前に貸し付け  
た貸付金に係る平成 20 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の償還期日におけ  
る利息についても適用する。
- 6 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年總理府・文部省・自治省令第 1 号）  
附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100  
号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預  
託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 3.2 パーセントを下回っ  
ている間が終了した日の属する月の末日又は改正後の規程附則第 4 項に規定する当  
該末日の翌日以後 3 月までの間で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」  
という。）以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の償還期日におけ  
る利息については、改正後の規程第 5 条に規定する利率を適用する。
- 7 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還  
額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 11 条第 1 項の規定  
により償還すべきものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日以後の未償還回数で  
適用日以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。
- 8 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後の規程附則第 4 項各号に掲  
げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率  
が改定された日又は改正後の規程附則第 4 項に規定する当該改定された日以後 3 月  
までの間で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付け  
た当該貸付金に係る改定日等以後の償還期日における償還額は、改定日等の前日に  
おける当該貸付金に係る未償還元金（第 11 条第 1 項の規定により償還すべきもの

を除く。) を改定日等に貸し付け、改定日等以後の未償還回数で改定日等以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。

- 9 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日以後の償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第11条第1項の規定により償還すべきものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日（以下「切替日」という。）に貸し付け、切替日以後の未償還回数で切替日以後に元利均等方式により償還するとした場合の額とする。

（総務局人事部厚生課）